



地球温暖化問題への新たな取組

特集記事 1

地球温暖化は、地球規模の環境問題の中で、今もっとも注目されている人類共通の課題です。

県では、低炭素社会の実現に向けて、県、県民、事業者等の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する取組の実施について定めた「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

また、家庭向けの対策として、今年度から住宅用太陽光発電設備の設置への補助制度を開始しています。

1 神奈川県地球温暖化対策推進条例の制定

1 条例制定の背景

県ではこれまで、環境に配慮した行動を宣言・登録し、日々の活動の中で実践していく「マイアジェンダ登録」、電気自動車の普及推進、各種イベントの開催など、主に普及啓発活動を中心とした様々な取組を進めてきました。

しかし、県内の温室効果ガスの排出量は増加しており、対策の強化が必要なことから、平成19年度末から検討委員会を設けて検討を行い、県・県民・事業者等の責務を明らかにするとともに、一定規模以上の事業活動、建築物、開発事業に関する計画書制度などを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を平成21年7月17日に公布しました。

2 条例の概要

(1) 目的

化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とします。

(2) 基本的な考え方

この条例は、次の基本的な考え方に基づいて制定されています。

基 本 的 な 考 え 方

ア すべての主体による取組を推進

地球温暖化問題はあらゆる主体・分野に及ぶ課題であるため、事業者や県民など、各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組を促します。

イ 各主体相互の連携・協働を促進

事業者や県民などそれぞれの主体ごとの取組を進めるとともに、各主体が相互に連携し、協働して温暖化対策に取り組むよう促します。

ウ 神奈川の先進性・優位性の活用

神奈川には、これまで環境問題に積極的に取り組んできた経験と、これを支えた人材、高度な技術を有する産業の集積があります。こうした神奈川の有する先進性・優位性を活かして、環境配慮技術の開発・普及を促進します。

(3) 内容

ア 地球温暖化対策計画等

地球温暖化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための県域全体の計画である「地球温暖化対策計画」と、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画である「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」の策定等を知事に義務づけます。

イ 事業活動に対する温暖化対策（事業活動温暖化対策計画書制度）

一定規模以上の大規模事業者に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を導入します。

(ア) 対象 ・原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ/年以上の事業者

※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断（フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。）

・100台以上の自動車を使用する事業者

(イ) 目的 大規模事業者に対し、温室効果ガスの削減に向けたより積極的な取組を促し、産業部門・業務部門の排出削減を図ります。

計画書制度の特色

- 計画書の内容として、地域の温暖化対策に貢献する取組（中小規模事業者への省エネ技術の普及・移転、環境教育の実施、森林緑化保全など）を位置づけています。
- ビルオーナーなど計画書提出事業者の取組に対し、テナント等の協力を規定しています。
- 知事が計画書の改善を求める際に、学識者等で構成する計画書審査会の意見を聴くこととしています。

また、中小規模事業者は事業活動温暖化対策計画書（簡易型・任意）を提出できることとしており、提出した中小規模事業者に対しては、計画書制度を活用して、温暖化対策を積極的に支援します。

ウ 大規模建築物に対する温暖化対策（建築物温暖化対策計画書制度）

一定規模以上の建築物の建築主に、環境性能評価の実施と評価結果等を記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務づけ、それを県が公表する制度を導入します。

(ア) 対象 新築、改築又は増築に係る延べ床面積が5,000㎡を超える建築物

(イ) 目的 環境性能評価の公表や広告への表示により、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図ります。

計画書制度の特色

- 販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示は、マンション以外の商業施設やオフィスビルなどの建築物も対象とします。
- 計画書の内容として、新エネルギー等の活用の検討を義務づけています。

エ 開発事業に対する温暖化対策（開発事業温暖化対策計画書制度）

一定規模以上の開発事業を行う事業者、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を導入します。

(ア) 対象 10,000㎡以上の区域において、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする開発事業

(イ) 目的 複数の建物間のエネルギーの共同利用など、計画の初期段階でなければ導入が困難な対策の検討を促し、開発後のエリア全体の温室効果ガスの排出抑制を図ります。

計画書制度の特色

- 開発事業における温暖化対策の検討を求める制度の導入は都道府県で初めての試みです。

オ 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進

県、事業者及び試験研究機関は、連携・協働して、新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び普及に努めることとします。

また、県は、市町村や事業者等と連携・協働して、新エネルギー等環境配慮技術の活用を促進するための施策を講じることとします。

これは、環境問題に積極的に取り組んできた神奈川の人材や産業・技術の集積を活かし、新エネルギーや省エネルギーに関連する環境配慮技術の研究開発を進め、活用の促進を図っていくという考え方を、具体的に規定したものです。

カ 交通に関する温暖化対策

- 事業者や県民は、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用の抑制に努めることとします。
- 大規模集客施設の管理者やイベントの主催者は、自動車での来場を減らすための措置を講じるよう努めることとします。
- 自動車メーカーは、エコドライブ機能の搭載に努めることとします。
- 自動車メーカー、ディーラー、レンタカー事業者等は、温室効果ガスの排出がより少ない自動車の製造・販売・提供に努め、企業や県民はそうした自動車の使用に努めることとします。
- 県や駐車場管理者など自動車交通に関与する者は、温室効果ガスの排出がより少ない自動車の普及や利用しやすい環境の整備に努めることとします。

キ 日常生活等における温暖化対策

- 事業者は温室効果ガスの排出が少ない製品や排出抑制に寄与する製品の開発に努めることとします。
- 製品・サービスを販売・提供する事業者は、より温室効果ガスの排出が少ない方法での販売等に努めることとします。
- 事業者及び県民は、事業活動又は日常生活における過度なエネルギー消費の見直しに努めることとします。

ク 温暖化対策教育の推進

- 県は、教育機関や事業者等と連携・協働して、温暖化対策に関する教育・学習の振興や、指導者の育成に努めることとします。
- 県は、教育機関や事業者と連携・協働して、温暖化に関する専門的な人材の育成に努めることとします。

ケ 事業の登録

グリーン電力証書の発行やエコドライブ講習の実施など、他の者の温室効果ガスの排出量の削減に貢献する事業の周知を図るため、これらの事業の登録制度を創設します。

コ 顕彰

県は、地球温暖化対策の推進に功績があったと認められるものや優秀な事例の顕彰に努めることとします。

(4) 施行日

平成21年10月1日（計画書制度及び事業登録については、平成22年4月1日）

2 住宅用太陽光発電の導入促進

地球温暖化対策を進める上で、新エネルギーの導入促進は、省エネルギーの推進とともに車の両輪です。

県では、平成20年1月に地域発の「地球復興」を呼びかける「クールネッサンス宣言」を行い、そのリーディング・プロジェクトの一つに、新エネルギーである太陽光発電の普及拡大を図る「太陽光発電普及拡大プロジェクト」を位置づけました。

同プロジェクトの趣旨に基づき、平成21年度から、市町村と連携した住宅への太陽光発電の導入に対する補助制度を創設するとともに、不動産取得税の減免を行っています。

また、リーディング・プロジェクトの「エコファイナンスプロジェクト」の趣旨に賛同する金融機関のご協力により、住宅ローン等の金利優遇措置を行っています。



1 住宅用太陽光発電の設置に対する補助

温室効果ガスの排出量が増えている家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年度から市町村と連携した補助制度を創設しました。

これまで補助制度がなかった市町村にも連携を呼びかけた結果、県内のすべての市町村で住宅用太陽光発電の補助制度が設けられることとなりました。

(1) 制度の仕組み

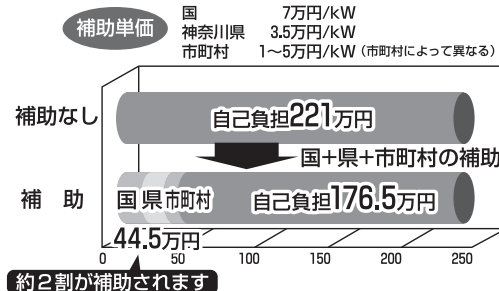
市町村が住宅用太陽光発電設備の設置者に対して補助を行った場合、その経費の一部を市町村に対し補助します。

(2) 制度の内容

ア 補助対象 自己居住用戸建住宅、共同住宅、併用住宅など

イ 補助単価 3.5万円/kWを市町村補助額に上乗せします。(上限12万円)

約67万円/kWで、3.3kW設置 モデルケース



2 不動産取得税の減免

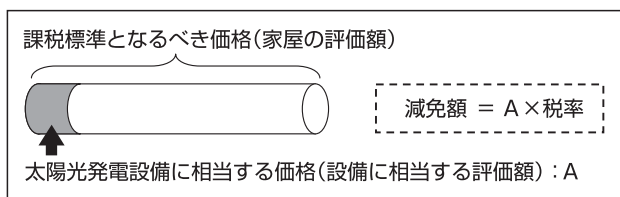
一定の太陽光発電設備を設置した家屋を新築等により取得した場合において、不動産取得税の減免措置を講じています。(平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の取得に限る)

(1) 対象家屋

太陽光発電設備（建材型ソーラーパネルに限る）を設置した家屋

(2) 減免額

不動産取得税を計算する際の課税標準の対象となる太陽光発電設備の価格に税率を乗じて得た額



県税のあらましー不動産取得税

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/zeimu/aramashi/aramashi-fudousan.html>

3 住宅ローン等の金利優遇措置

「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトの一つである「エコファイナンスプロジェクト」の趣旨に賛同する各金融機関に、新築住宅等に太陽光発電設備を設置する際に、住宅ローン等の金利優遇措置を行っています。